

(別表1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

I 現状

(1) 地域の災害リスク

①台風:宮古島市防災計画

宮古島地方は台風銀座と呼ばれるくらい台風の接近が多い地域である。特に8～9月ごろに接近する傾向がある。昭和34年の台風(サラ)は、全国で歴代2位を記録しており、昭和41年の台風(コラ)は、最大瞬間風速85.3m/sで全国で第1位を記録している。さらに、昭和43年の台風(デラ)は最大瞬間風速79.8m/sで全国で歴代4位を記録している。近年では平成15年に台風14号(マエミー)が接近し、最大瞬間風速74.1m/s、日最低海面気圧912.0hPaを観測した。

②洪水:ハザードマップ

宮古島市のハザードマップによると伊良部地域において、20メートルの津波・高潮が予想されているほか、島内周辺地区の多くが5メートルから10メートルの高潮などの予想地域である。

③土砂災害ハザードマップ

宮古島市のハザードマップによると伊良部地域において、急傾斜地の崩壊箇所、急傾斜地崩壊危険箇所が点在している。

④地震:

県が想定した陸地部及び周辺海域で発生するおそれがある25地震のうち、本地域に比較的大きな被害が予測されている。なお、最大震度は、内陸型地震である宮古島断層による地震で震度7、海溝型地震である八重山諸島南方沖地震3連動で震度6強、宮古島スラブ内で発生する地震では震度6強と予測されている。

⑤感染症など:

新型コロナウイルス感染症は令和2年2月に中国武漢市で初めて確認され全世界に猛威をふるって以降、令和4年7月現在においても宮古島地域では200名を超える陽性者がでており第7波が到来している。感染を水際で防ぐため、空港においてはPCR検査を実施している。

(2) 商工業者の状況

商工業者数:224事業所(2018年現在)

小規模事業者数:217事業所(2018年現在)

【その内訳】

	商工業者数	小規模事業者数	備考(事業所の立地状況等)
製造業	23	22	島内に広く分散している
建設業	31	29	〃
卸・小売	39	39	〃
サービス業	60	60	〃
飲食・宿泊業	45	41	〃
その他	26	26	〃
合計	224	217	

(3) これまでの取り組み

[宮古島市行政の取組]

・宮古島市地域防災計画、宮古島市国民保護計画、宮古島市国土強靱化地域計画の策定、防災に関する広報・教育・訓練の実施

- ・災害時に自主的に対処できるように自主防災組織の充実及び住民の自発的な防災活動の促進
- ・災害に必要な物資及び資材の備蓄整備
- ・災害における交通輸送の確保
- ・災害発生時に速やかに応援体制を構築できるよう、民間事業所等と災害に関する連携強化を図る。

[商工会の取組]

- ・平良港 水際・防災対策連絡会議参加
- ・事業者 BCP に関する国の施策を周知
- ・商工会福祉共済への加入促進

II 課題

宮古島の被災・発生災害における現状は、それについて漫然としか捉えていないことが大きな課題である。災害リスクに対する準備、緊急時の取り組み、協力体制、連絡網などの整備について十分にできていない現状の認識である。加えて、感染症対策において、地域の事業所特に小売店舗や飲食店舗に対して、予防接種の推奨や手洗いの徹底、体調不良をださないルールづくりや感染拡大時に備えてマスクや消毒液等の衛生品の備蓄、リスクファイナンス対策としての保険の必要性を周知できていないことが浮き彫りになっている。

III 目標

- ①島内の事業者に対し自然災害や感染症等のリスクを認識させ、事前対策の必要性を周知する。
- ②災害の発生時非常時における連絡・情報共有体制を円滑に行うため、商工会と行政との間における被害情報報告、共有ルートを構築する。
- ③災害発生後速やかに復興支援が行えるよう、また島内において感染症発生時には速やかに拡大防止措置を行えるよう、組織内における体制、関係機関との連携体制を平常時より構築する。

※その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに沖縄県に報告する。

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

(1) 事業継続力強化支援事業の実施期間

令和5年4月1日～令和10年3月31日

(2) 事業継続力強化支援事業の内容

宮古島市と商工会の役割分担、体制を整理し、連携して以下の事業を実施する。

【1. 事前の対策】

1) 地域事業者に対する災害時等リスクの周知

- ①巡回経営指導時に、ハザードマップ等を用いながら、事業所立地場所の自然災害等のリスク及びその影響を軽減するための取組や対策（事業休業への備え、損害保険・共済加入、行政の支援策の活用等）について説明する。
- ②広報誌、ホームページ、メールマガジン等において、国の施策の紹介やリスク対策の必要性、損害保険や生命保険、傷害保険等の概要、BCPに積極的に取り組む事業者の紹介等を行う。
- ③事業継続の取り組みに関する専門家を招き、地域事業者に対する普及啓発セミナーや行政施策の紹介、損害保険等の紹介を実施する。

- ④新しい生活スタイルとして三密(密接、密閉、密集)を回避し、感染防止について事業者への周知を行うとともに、今後の感染拡大対策につながる支援を強化する。
- ⑤新型コロナウイルス感染症に関しては業種別ガイドラインに基づき、感染拡大防止策等について事業者への周知を行うとともに、今後の感染症対策に繋がる支援を実施する。
- ⑥事業者へマスクや消毒液等の一定量の備蓄、オフィス内換気設備の設置、ITやテレワーク環境を整備するための情報や支援策等を提供する。

2) 商工会の事業継続力強化計画の作成

- ・宮古島市伊良部商工会は事業継続力強化計画書を令和5年度(令和5年4月～令和6年3月)を目標に作成する。

3) 関係団体との連携

- ・損害保険会社へ専門家派遣を依頼し、普及啓発セミナーや損害保険の紹介等を実施する。(商工会会員・非会員問わず参加可能とする)
- ・関係機関への普及啓発ポスター掲示依頼、セミナー等の共催。

4) フォローアップ

- ・小規模事業者の事業者BCP等の取組状況の確認
- ・宮古島市伊良部商工会、宮古島市で状況確認の共有や改善点等について協議する。

5) 当該計画における訓練の実施

- ・自然災害(マグニチュード5強の地震及び津波が発生)したと想定し、宮古島市と連携し、避難ルートなどの確認、職員、役員、行政との連絡網のチェックを行う。

【2. 発災後の対策】

- ・災害発生時には、人命救助を第一として、その上で次の手順で地域内の被害状況を把握し、緊急対応方針を決定をはじめ、関係機関への連絡等を速やかに進める。

1) 緊急対応の実施可否の確認

- ・発災後速やかに職員の安否報告をおこなう。
(携帯電話やSNSを利用した安否確認や業務従事の可否、被害の状況を商工会内と宮古島市行政で共有する。必要に応じて沖縄県商工会連合会や沖縄県関係機関にも報告を行う。)
- ・感染症発生後には、職員の体調確認を行うとともに、事業所や店舗などの消毒、職員の手洗い、うがいの徹底を行う。
- ・感染症流行は政府による「緊急事態宣言」が出た場合は宮古島市における対策本部に基づき当商工会による感染症対策を行う。

2) 緊急対応の方針決定

宮古島市伊良部商工会と宮古島市との間で、被害状況やその規模に応じた応急対策の方針を決める。

特に台風・暴風時の例

- ・職員自身の目視で命の危険を感じる暴風雨時には出勤せず、職員自身がまず安全確認を行い、警報解除後に出勤する。
- ・職員全員が被災する等により応急対策ができない場合の役割を決める。
- ・おおまかな被害状況を確認し、24時間以内に情報共有する。

(被害規模の目安は以下を想定する)

大規模な被害がある	・地区内約10%以上の事業所で「雨漏りしている」「窓ガラスが割れる」「ドア・壁面の一部が傷つく」「屋根上の水タンクが破損した」比較的軽微な被害が発生している。 ・地区内約1%以上の事業所で「床上浸水」「建物の全壊。半壊」「電柱が倒れる」など大きな被害が発生している。 ・被害が見込まれる地域において連絡がとれない、もしくは交通網が遮断されており確認ができない。
被害がある	・地区内の1～10%程度で、「雨漏りがしている」「窓ガラスが割れる」「ドア・壁面の一部が傷つく」など比較的軽微な被害が発生している。 ・地区内0.1%程度の事業所で「床上浸水」「建物の全壊・半壊」など大きな被害が発生している。
ほぼ被害はない	・目立った被害の情報はない。

※なお、被害想定にかかわらず、連絡の取れない地域については、大規模な被害が発生しているものとする。

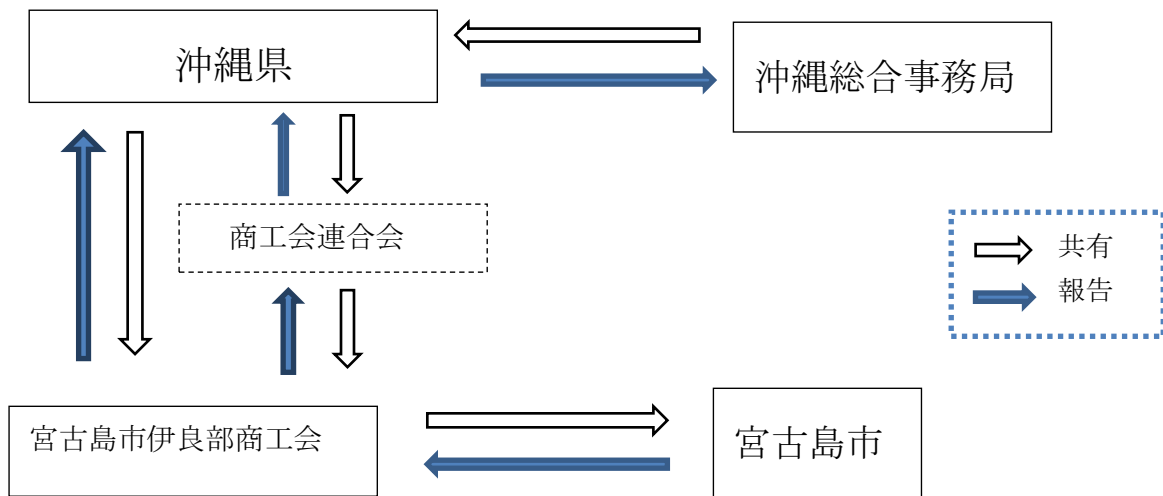
本計画により宮古島市伊良部商工会と宮古島市は以下の間隔で被害情報等を共有する。

発災後～1週間	1日に2回共有する
1週間～2週間	1日に1回共有する
2週間～1ヶ月	2日に1回共有する
1ヶ月以降	必要に応じて連絡する

3) 発災時における指示命令系統・連絡体制

- ①自然災害等発生時に地区内の小規模事業者の被害情報の迅速な報告及び指揮命令を円滑に行うことができる仕組みを構築する。
- ②二次被害を防止するため、被災箇所、被害地域での活動を行うことについて宮古島市の指示に従うこととする。
- ③本会、宮古島市は被害状況の確認方法や被害額(合計額、建物、設備、商品等)の算定方法についてあらかじめ確認しておく。
- ④本会と宮古島市が共有した被災情報を下記の方法により沖縄県へ報告する。
- ⑤本会は別紙様式により被災状況を沖縄県に報告する。
- ⑥感染症流行の際、特に報告が必要と思われる事象が発生した場合は、災害発生時と同様の方法により沖縄県へ報告する。

[被災状況の報告体制図]



4) 応急対応時の地区内小規模事業者に対する支援

- ・災害時の相談窓口の設置については、地区内小規模事業者の被害状況について確認後、当市と協議のうえ、安全性が確認された場所において相談窓口を設置する。
- ・緊急時に有効な被災事業者施策について、島内小規模事業者等への巡回や広報、HP 等を活用して周知する。
- ・感染症の場合においては、直接事業活動に影響を及ぼすこと、またはその恐れがある事業者を対象として支援策や相談窓口の開設を行う。

5) 島内小規模事業者に対する復興支援

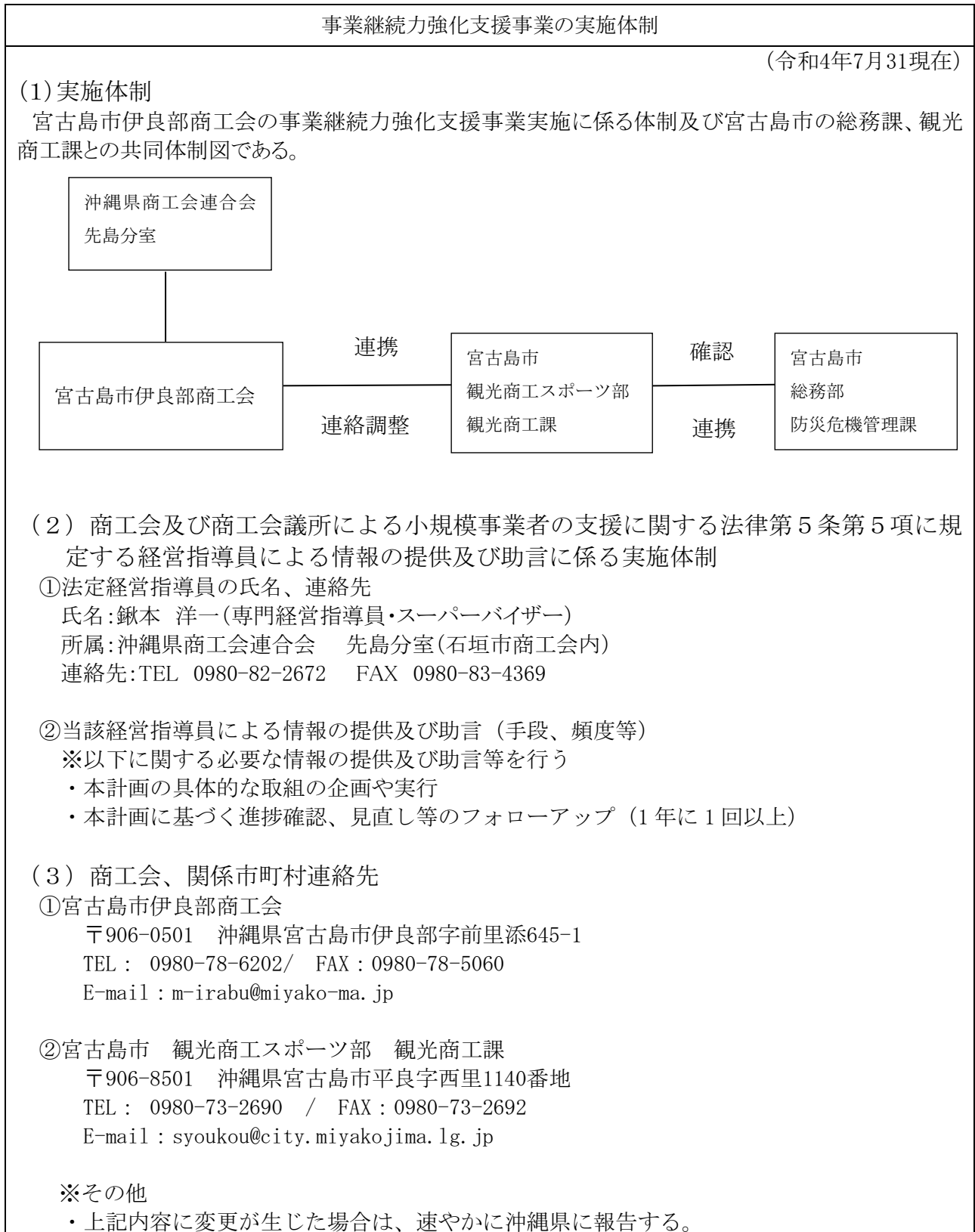
- ・沖縄県の方針等も踏まえ、復興・復旧支援の方針を決め、被災小規模事業者に対し支援を行う。
- ・被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、沖縄本島からの応援派遣依頼を検討する。

※その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに沖縄県に報告する。

(別表2)

事業継続力強化支援事業の実施体制



(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位:千円)

	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度
必要な資金の額	80	80	80	80	80
講習会開催費	50	50	50	50	50
運営費	10	10	10	10	10
パンフ・チラシ作成費	20	20	20	20	20

(備考)必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法
会費収入、宮古島市補助金、その他商工会の事業収入などを活用する。

(備考)調達方法については、想定される調達方法を記載すること。

(別表4)

事業継続力強化支援計画を作成する商工会又は商工会議所及び関係市町村以外の者を連携して事業継続力強化支援事業を実施する者とする場合の連携に関する事項

連携して事業を実施する者の氏名又は名称及び住所 並びに法人にあつては、その代表者の氏名
該当なし
連携して実施する事業の内容
連携して事業を実施する者の役割
連携体制図等